

番号：140977

国名：ベトナム

担当部署：ベトナム事務所

案件名：円借款案件実施促進【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：円借款案件実施促進
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年12月中旬～2015年5月下旬
- (2) 業務 M/M 国内 0.35M/M、現地 2.3M/M 合計 2.65 M/M
- (3) 業務日数 準備期間 2日、派遣期間 69日、整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月3日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - 1) 業務実施の基本方針 16点
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------------|---------|
| 1) 類似業務の経験 | 40点 |
| 2) 対象国または同類似地域での経験業務 | 12点 |
| 3) 語学力 | 16点 |
| 4) その他学位、資格等 | 12点 |
| | (計100点) |

類似業務	円借款ディスバース促進に係る業務
対象国/ 類似国の経験	ベトナム/ 東南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

2014年9月末時点、ベトナム国における円借款事業の実施中案件は計70件と案件監理業務量が増加している。これまで円借款の案件監理は一義的には円借款受入国側の責任として、実施機関・監督官庁などを通じた案件進捗状況のモニタリング（定期的な案件レビュー・ミーティングやモニタリングシートの活用等）や案件実施促進調査（SAF）実施による支援等により案件の進捗促進に努めてきた。しかしながら、当初の想定どおりに進まないケースも散見されている。特に比較的大型ディスバースが見込まれている電力セクター・運輸セクター・水セクターなどの案件は、複雑な住民移転・補償の手続きがあるほか、入札手続き、実施機関の承認プロセス、ディスバース手続きに時間を要する例が多い。また、円借款手続きに不慣れな新規の実施機関も増加しているところ、円借款監理に知見を有するコンサルタントが、個別案件ごとに問題を分析し、効果的な方策（事業関係者による案件実施の促進、関係者間の見解の相違による進捗停滞の解消、承認手続き・ディスバース手続きの促進等）の提言を行い、これをJICA事務所としてフォローしていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、本業務ではベトナム国の円借款案件監理・事業促進において、豊富な実務経験と知見を有したコンサルタントを派遣することにより、関連する実施機関及び関係機関と協議を行うとともに、必要に応じ、実施機関に対し、ディスバース手続き等の支援と指導を通じて、案件の実施促進を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、円借款プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、貸付実行中の既存案件に関し調査を行う。具体的担当事項は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2014年12月中旬)

ア 対象となる案件の事業の実施機関、ディスバース方式、進捗状況の確認・把握を行う。(L/A、進捗報告書、ディスバース状況進捗表等の受領、内容の精査)

(2) 現地派遣期間 (2014年12月下旬、2015年1月上旬～2月中旬、3月上旬～3月末)

ア JICA ベトナム事務所と協議し案件の進捗状況等を確認・把握する。

イ 実施機関、コンサルタント、コントラクター等と協議を行い、支援対象案件にかかる進捗状況、執行上の課題の確認を行う。

ウ 執行上の課題について、実施機関及び JICA 事務所に対し、適切且つ具体的な対応策を提言し、その実施について、必要に応じて、実施機関を支援する。また、申請手続き、関係証憑書類の準備等を含めたディスバース手続きに係る支援・指導を行う。更に、必要に応じて、実施機関スタッフの貸付実行促進に係る能力構築も行う。

エ 実施中の全案件のディスバース請求にかかるデータベースを活用し、情報のアップデート及び改良をする。

オ 案件監理に関する経験や、2014年度末までの実施促進業務を通じて得られた知見に基づき、JICA ルール (ディスバース手続・調達ガイドライン等)、契約監理に係る国際スタンダード、ベトナム国内法令との関係で、案件監理上典型的に生じる 이슈を整理しそれら課題への対応のノウハウ集約のアップデートを行う。また、それら典型的な課題への対応策につき、ベトナム側監督機関に助言する。

カ 現地業務結果報告書を作成し、JICA ベトナム事務所に業務結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年5月上旬～中旬)

専門家業務完了報告書を作成し、業務の結果及び案件監理・実施促進の留意点について報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（３）専門家業務完了報告書とする。

（１）ワークプラン（１月上旬提出）

英文４部（C/P 機関（借入人及び実施機関）へ２部。当機構ベトナム事務所、当機構本部（東南アジア第３課）へ各１部）

（２）現地業務結果報告書（３月下旬提出）

英文１５部（C/P 機関（借入人及び各実施機関）（当機構ベトナム事務所、当機構本部（東南アジア第３課）への各１部含む）

（３）専門家業務完了報告書（５月１５日までに提出）

和文２部（当機構ベトナム事務所、当機構本部（東南アジア第３課）へ各１部）

（４）また、現地派遣期間中・国内作業期間中の業務従事月報を作成し、当機構ベトナム事務所に提出する。

なお、上記成果品は簡易製本とし、電子データと併せて提出すること。

９．見積書作成に係る留意点

本公示に係る見積書の精算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」を参照願います。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、成田 - ハノイ - 成田を標準とします。

１０．特記事項

（１）業務日程・執務環境

１）現地業務日程

現地派遣期間は第１回：２０１４年１２月２２日～２６日、第２回：２０１５年１月８日～２月１３日、第３回：２０１５年３月５日～３月３１日（土日・祝日を含む）を想定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

２）現地での業務体制

現地業務は、財務省、円借款案件実施機関及び当機構ベトナム事務所と

の協議が中心となりますが、当機構ベトナム事務所と調整の下、柔軟な対応が求められます。

3) 便宜供与

当機構ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げのアレンジ
必要な移動に係る車両のアレンジ（市外地域への移動を含む）
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
当機構ベトナム事務所と協議の上、原則、業務従事者が実施。
- ⑥ 執務スペースの提供
業務に応じ、宿舎、相手国関係機関で執務する。

(2) 参考資料

ベトナム国における実施中案件について、概要は以下の URL に掲載された評価報告書を参照願います。

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) 業務従事予定者は円借款案件関連の知見を有すること。

以上